

地域再生計画

1. 計画の名称
交通ネットワーク整備を中心とした長崎市活性化計画
2. 地域再生計画の作成主体の名称
長崎県、長崎市
3. 地域再生計画の区域
長崎市の全域及び西海市の一部（大瀬戸町の区域）

4. 地域再生計画の目標

長崎市は、九州の西端、長崎県の南部に位置し、長崎半島から西彼杵半島の一部を占めており、周囲は西側、南側、東側で海に面し、橘湾、五島灘、大村湾が広がっている。市域のほとんどは山に囲まれているため平地に乏しく、市域の54%が森林である。市街地は長崎港に注ぐ中島川、浦上川及び東部地区を流れる八郎川沿いの平坦部を中心に広がっている。

中心市街地は、長崎港を中心とする南北に細長い平坦部に発達し、商業・業務機能及び人口が集中している。また、平坦地が少ないため、周辺の斜面地まで市街化し、住宅が丘陵を這うような景観を呈しており、住宅地がさらに丘陵の外縁部に広がり、新しい市街地が形成されている。

このような本市特有の斜面市街地には坂道や階段道が多く、また幅員 4.5m 未満の道路が 5 割を超えるなど、市民生活における利便、防災の面で必ずしも十分ではない状況である。また、幹線道路は都心部に路線が集中する一点集中型の道路網となっており、環状線や副線も少なく、交通量は飽和状態に達しており、交通渋滞を引き起こす要因となっている。

この問題の解決が、長崎市が第三次総合計画で推進している「安全・快適な道路交通網の整備」を通じた機能的で魅力あふれる空間調和都市を形成する上で不可避の課題と考えている。

他方、既に述べたように、市域の 54% を森林が占めていることから、近年、都市化の進展とともに、水源かん養や防災といった森林の持つ公益的機能が重要視されている。そのために、造林や保育など、適切な施業を推進することが、公共の面から極めて重要となっており、市としても森林施業の充実・強化とともに、林業生産基盤の整備に取り組んできた。

特に、本市の林業従事者は 5ha 未満の兼業経営が多いこと、さらに近年では就業者の減少と高齢化や林産物価格の低迷と諸経費の増大、さらには輸入林産物の増加などによって、その経営環境は近年ますます厳しくなっている。隣接の西海市大瀬戸町も同様の状況であり一体的に集約化した施業により一層の林業活性化のための事業展開が必要になっている。

このため、市では林業担い手の技術向上、労働安全衛生や福利厚生に配慮した

施設づくりなどの対策を通じて林業経営の安定化を図ってきた。こうした取組みと併せて、本交付金を活用して市道や林道の交通ネットワークの整備を一体的に実施し、都心部通過交通の削減及び都市部へのアクセス向上による安全で効率的な輸送体系を実現するとともに、林産物の搬出と森林施策の更なる向上を図り、地域の活性化を目指すものである。

(目標 1) 交通ネットワーク整備による都市部へのアクセス向上

- ・ 県立長崎北高校～市道岩屋町滑石線（虹が丘町） 20 分短縮
- ・ 西町～救急医療施設 20 分短縮
- ・ 国道 202 号～市のレジャー施設 10 分短縮

(目標 2) 林業の振興

- ・ 林道権現線終点～木材市場 10 分短縮
- ・ 林道西彼杵半島線終点～木材市場 10 分短縮
- ・ 間伐面積 50ha の増

(目標 3) 「長崎県民の森」へのアクセス向上、集落間の移動時間の短縮

- ・ 三重地区～神浦大中尾間 10 分短縮
- ・ 大瀬戸地区～雪浦河通間 10 分短縮

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

林産物の搬出及び森林施業の向上により地域の活性化を図るため、船石町の上座地区と中里町平木場地区を接続し、地域路網の骨格となる林道『権現線』の整備を行う。

加えて、森とのふれあいの促進により地域の活性化を図るため、林産物の搬出、森林施業の集約化による向上及び「県民の森」等の森林公園へのアクセス道として、長崎市西海町の広平地区と西海市大瀬戸町の瀬戸羽出川地区を接続し地域路網の骨格となる林道『西彼杵半島線』の整備を行う。

また、滑石団地へと通じる市道「岩屋町滑石線」と現在整備中の市道「油木町西町線」を接続する市道『虹が丘町西町 1 号線』を整備することにより、都心部通過交通の削減及び長崎市北部地区から都市部へのアクセス向上を図り、安全で効率的な輸送体系を実現する。

加えて、相川地区の国道 202 号と市のレジャー施設「あぐりの丘」や「式見ハイツ」を接続する『市道相川町四杖町 1 号線』を整備することにより、同施設へのアクセス向上を図るとともに市西部地区における新たな環状道路を形成し、交通ネットワークの強化を図る。

なお、『林道権現線』と『林道西彼杵半島線』については、森林整備計画に記載されており、『市道虹が丘町西町 1 号線』と『市道相川町四杖町 1 号線』はそれぞれ、平成 9 年と平成 8 年に市道認定されている。

5-2 法第 5 章の特別措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

整備箇所等は別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（長崎市） 長崎市
- ・林道（長崎市・西海市） 長崎県、長崎市

[事業期間]

- 市道 平成 18 年度～平成 22 年度
- 林道 平成 18 年度～平成 22 年度

[事業費]

総事業費	5,503,600 千円	（うち交付金 2,741,870 千円）
市道	4,560,000 千円	（うち交付金 2,280,000 千円）
林道	943,600 千円	（うち交付金 461,870 千円）

[整備量]

- 市道 2.9km
- 林道 4.2km

5-3 その他の事業

- ・市道油木町西町線（地方道路交付金事業）
市道虹が丘町西町 1 号線が接続する道路で、西町地区と小江原地区を結ぶ生活道路、緊急道路として、また長崎北高校への通学道路として整備を行い、市内の慢性的な交通混雑の解消を図る。
- ・市道江平浜平線（住宅市街地総合整備事業）
市街地整備の一環として取り組んでいる「江平地区まちづくり」の骨格を成すもので、同地区の生活道路、防災道路として整備を行い、市内の慢性的な交通混雑の解消を図る。
- ・市道中川鳴滝 3 号線（住宅市街地基盤整備事業）
中川、鳴滝地区の幹線道路として整備を行い、地区の利便、防災等住環境の向上に資するとともに、地区に隣接する国道 34 号、県道昭和馬町線の交通混雑の解消を図る。

6. 計画期間

平成 18 年度から平成 22 年度まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間終了後に事業主体が必要な調査を行い、状況を把握するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし